

高松市地域行政組織再編計画

基本構想

平成24年11月

高松市

目次

1 基本構想の策定の趣旨

- (1) 背景 1ページ
- (2) 地域行政組織の現状と課題 2ページ

2 地域行政組織再編の基本的考え方

- (1) 地域行政組織のあり方 6ページ
- (2) 地域行政組織の設置数および所管区域 9ページ

3 地域行政組織の再編案

- (1) 本庁および地域行政組織の分掌事務 11ページ
- (2) 総合センター（仮称）の所管区域 12ページ
- (3) 地域行政組織の組織・職員体制 16ページ

4 「地域行政組織再編計画」の策定方針

- (1) 「地域行政組織再編計画」の主要項目 18ページ
- (2) 今後の検討課題 18ページ

5 地域行政組織再編スケジュール 19ページ

6 付属資料 20ページ

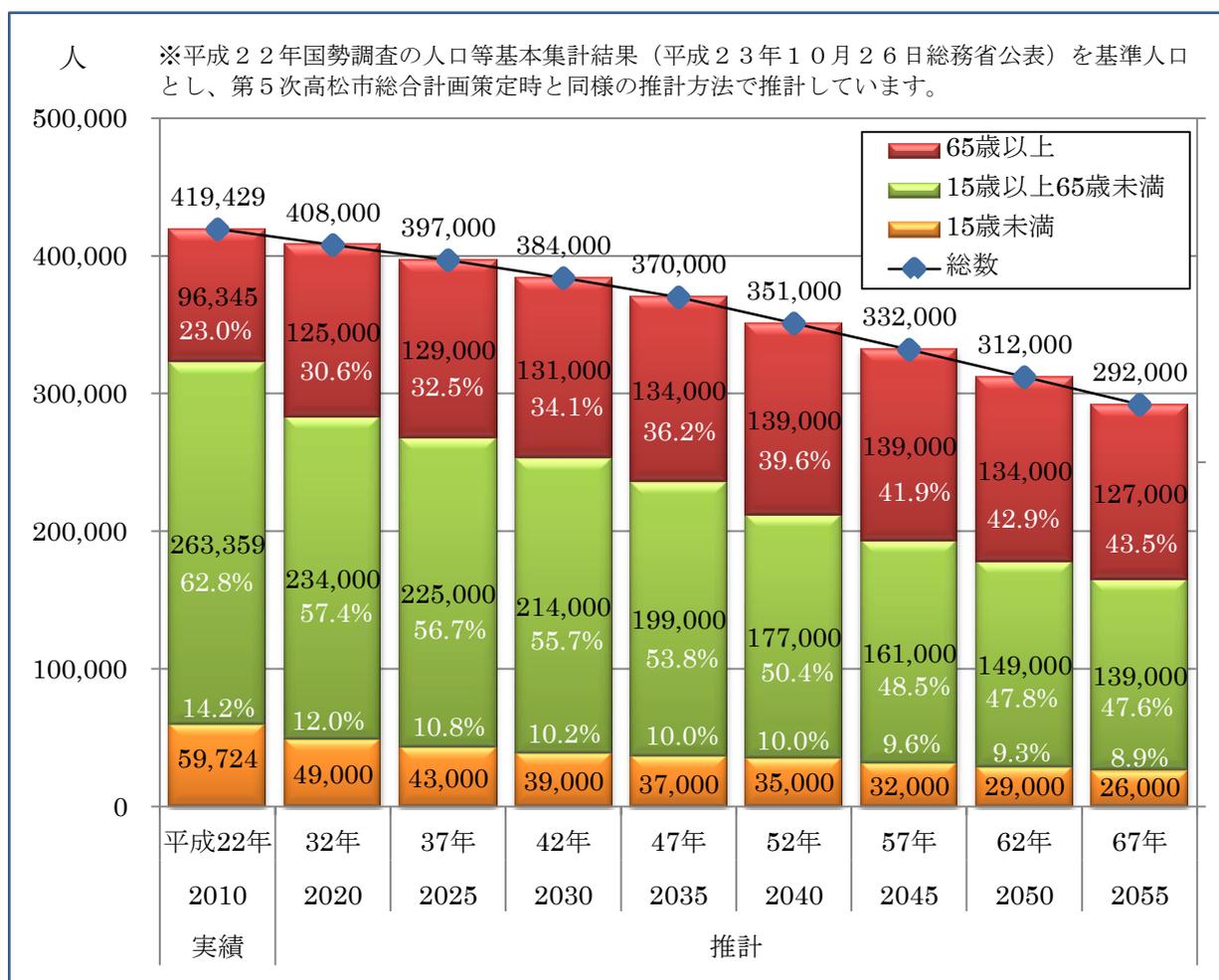
1 基本構想の策定の趣旨

(1) 背景

本市では、平成17年度の近隣6町との合併により、市域や人口の増加とともに豊かな地域資源を有することとなり、平成20年に策定した第5次高松市総合計画に基づき、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを進めており、目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向けて取り組んでいます。

この間、全国的に人口減少や少子超高齢社会が進展しており、本市の将来人口も平成32年以降減少し、生産年齢人口が減少する反面、高齢者人口が増加することにより、人口構造が大きく変化すると予測されます。これに伴い、行政ニーズも多様化する一方で、経済活力の低下に伴う税収の減少、保健・医療・福祉等の社会保障関係経費の増大などが見込まれ、限られた行財政資源を有効に活用し、効率的な行財政運営を進めることが求められています。併せて、高齢者人口の増加に対応し、市民の利便性向上に配慮した行政サービスの提供体制の整備が求められています。

《 高松市の将来推計人口（総数） 》



また、第5次高松市総合計画におけるまちづくりの視点として、社会環境の変化に対応し、本市の持続的な発展を可能とするため、これまでの拡大基調から転換し、コンパクトで持続可能な都市づくりを目指すこととしております。これを踏まえ、平成20年に策定した高松市都市計画マスタープランにおいても、「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現を目指すこととしております。この将来的な集約型都市構造への転換を踏まえ、生活利便施設（公共施設等）や住居などが集約・調和した都市づくりも視野に入れ、行政サービスの提供体制のあり方について検討する必要があります。

こうした市政を取り巻く環境や、本市の将来的なまちづくりの方向性を踏まえ、市民の身近な行政機関である、支所・出張所で構成される地域行政組織について、現状と課題を検証し、行政資源の再配分と効率的運用を図る観点から、市民ニーズに的確に答えられる合理的な行政組織となるよう、再編に取り組むこととしました。

この基本構想は、「地域行政組織再編計画」の策定に向けて、検討すべき課題等を明らかにし、再編に当たっての基本方針等を整理することを目的に策定するものです。

（2）地域行政組織の現状と課題

平成24年1月1日現在、本市には7支所21出張所、3証明書取扱コーナー、2連絡事務所があります。市民の利便性向上の観点から、戸籍の届出および証明、市税の納付、国民健康保険の届出および保険料の納付など、市民生活に直結する行政サービスをより身近なところで効率的に提供しています。

出張所については、平成17年度合併前の高松市域内に設置しており、その所管区域は町村制施行時の区域をほぼそのまま継承しています。各出張所とも、窓口取扱件数や、地域を取り巻く環境の違いによって、出張所間での業務量に差がありますが、適切なサービス提供体制を確保するため、出張所においては1箇所あたり3～4名の人員を配置しております。

支所については、7支所とも市町合併に伴い、旧町役場の機能が現支所へ移行されたものです。合併の際、ほとんどの機能が市役所本庁組織へと集約されましたが、合併町住民への著しいサービスの低下を避けるため、出張所の機能と比較して、一部の機能について優位性を確保しており、出張所よりも配置職員数は多くなっています。

《支所・出張所一覽》

(H24. 4. 1 現在)

No.	種別	名称	所在地	所管区域	人口 (人)	面積 (km ²)	職員数 (人)
一	本庁	本庁	番町一丁目	—	74,788	11.35	—
1	支所	山田支所	川島本町	亀田南町, 十川東町, 小村町, 川島東町, 由良町, 川島本町, 池田町 (十川西町, 東植田町, 菅沢町, 西植田町)	22,989	40.86	11
		十河証明書取扱コーナー	十川西町	(十川西町)	—	—	—
		東植田証明書取扱コーナー	東植田町	(東植田町, 菅沢町)	—	—	—
		西植田証明書取扱コーナー	西植田町	(西植田町)	—	—	—
2	支所	塩江支所	塩江町安原下第2号	塩江町	3,071	80.10	14
		塩江連絡事務所	塩江町安原上東	—	—	—	
		上西連絡事務所	塩江町上西乙	—	—	—	
3		牟礼支所	牟礼町牟礼	牟礼町	18,278	16.48	17
4		庵治支所	庵治町	庵治町	5,815	15.83	14
5		香川支所	香川町川東上	香川町	24,479	27.33	17
6		香南支所	香南町由佐	香南町	7,791	14.72	15
7		国分寺支所	国分寺町新居	国分寺町	24,980	26.25	19
8	出張所	鶴尾出張所	田村町	室町, 室新町, 東八七町, 西八七町, 西春日町, 上天神町, 田村町, 勅使町, 松並町, 紙町	12,267	8.79	4
9		太田出張所	伏石町	今里町, 松縄町, 伏石町, 太田上町, 太田下町, 三条町	36,086	6.02	4
10		木太出張所	木太町	木太町	31,621	5.82	4
11		古高松出張所	高松町	春日町, 新田町, 高松町	21,262	12.83	4
12		屋島出張所	屋島中町	屋島中町, 屋島東町, 屋島西町	21,172	10.44	4
13		前田出張所	前田東町	前田東町, 前田西町, 亀田町	4,545	6.11	3
14		川添出張所	元山町	元山町, 東山崎町, 下田井町	9,583	4.51	4
15		林出張所	林町	上林町, 林町, 六条町	10,831	5.80	3
16		三谷出張所	三谷町	三谷町	4,140	8.64	3
17		仏生山出張所	仏生山町	仏生山町	8,056	2.79	4
18		香西出張所	香西本町	香西東町, 香西西町, 香西南町, 香西北町, 香西本町	10,786	4.34	4
19		一宮出張所	一宮町	成合町, 鹿角町, 一宮町, 三名町, 寺井町	15,883	6.90	4
20		多肥出張所	多肥上町	多肥上町, 多肥下町, 出作町	12,450	4.04	4
21		川岡出張所	川部町	岡本町, 川部町	4,594	5.52	3
22		円座出張所	円座町	円座町, 西山崎町	10,427	5.01	4
23		禮紙出張所	御殿町	禮紙町, 御殿町, 中間町	7,737	7.64	3
24		弦打出出張所	鶴市町	郷東町, 鶴市町, 飯田町	10,505	7.05	4
25		鬼無出張所	鬼無町	鬼無町	5,971	6.98	3
26		下笠居出張所	生島町	中山町, 植松町, 生島町, 神在川窪町, 亀水町	6,224	18.92	3
27		女木出張所	女木町	女木町	186	2.73	3
28	男木出張所	男木町	男木町	195	1.34	3	

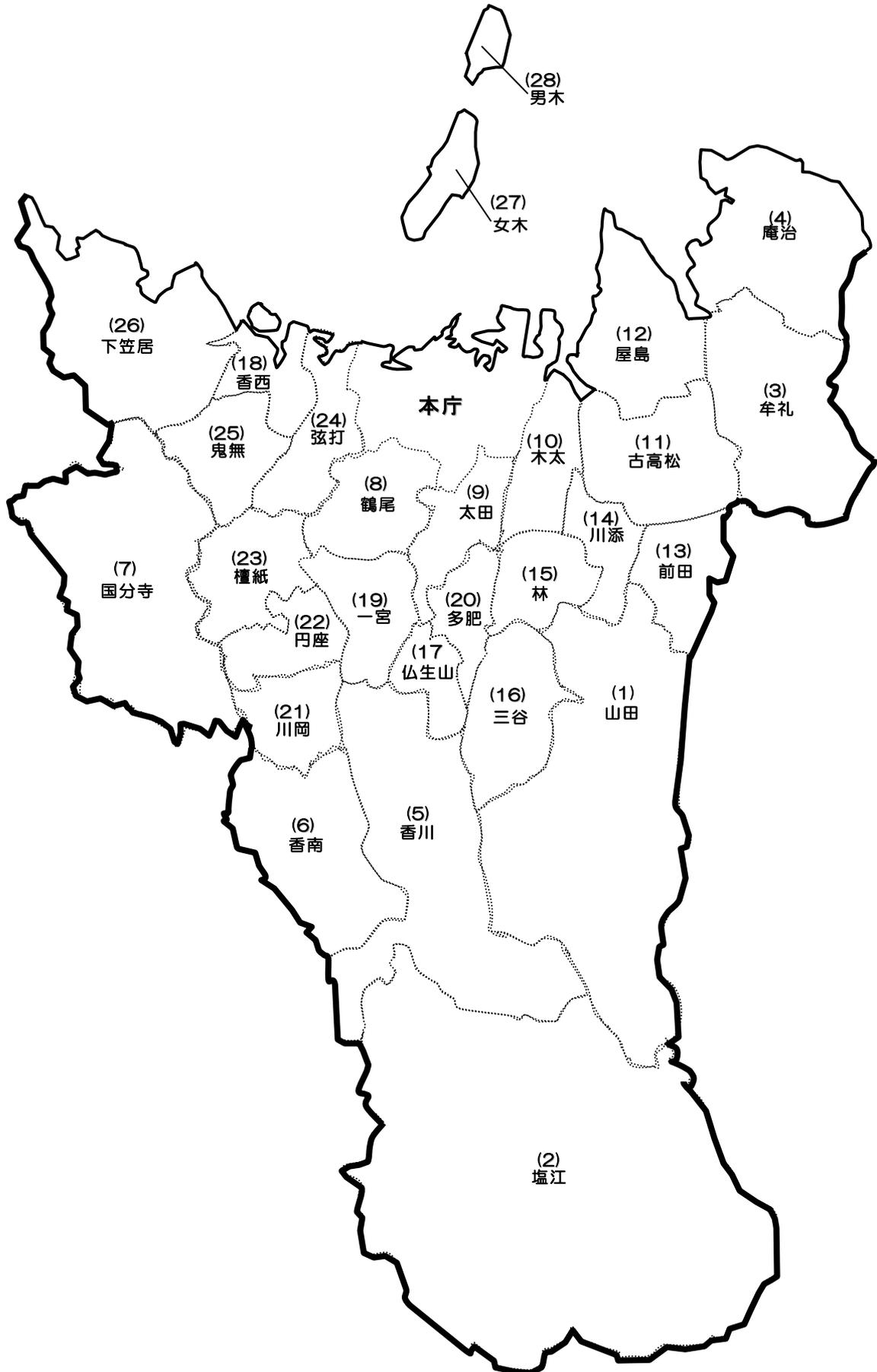
(合計)

426,712

375.14

182

《支所・出張所 所管区域図》



《支所・出張所における主な証明交付件数》

機関等	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18-22 増減
本 庁 (市役所)	住民票関係	265,756	242,740	233,897	231,400	227,732	-38,024
	戸籍関係証明	96,094	113,479	114,089	110,360	108,389	12,295
	印鑑証明等	153,705	146,909	140,410	136,683	134,142	-19,563
	税関係証明	68,588	66,807	65,843	63,878	64,171	-4,417
支 所 出張所 自動交付機	住民票関係	51,489	50,498	48,789	48,290	50,025	-1,464
	戸籍関係証明	25,322	27,328	25,767	23,736	24,091	-1,231
	印鑑証明等	45,472	44,245	42,199	40,822	41,864	-3,608
	税関係証明	39,985	40,799	41,437	42,511	44,454	4,469
合 計	住民票関係	317,245	293,238	282,686	279,690	277,757	-39,488
	戸籍関係証明	121,416	140,807	139,856	134,096	132,480	11,064
	印鑑証明等	199,177	191,154	182,609	177,505	176,006	-23,171
	税関係証明	108,573	107,606	107,280	106,389	108,625	52

このような支所・出張所の現状から、検討すべき課題を整理しますと、次のとおりになります。

課 題

- ・行政サービスの大部分が本庁組織に集中しており、支所・出張所で受けられる行政サービスの範囲を広げることが求められています。
- ・協働のまちづくりを推進するためには、広聴・広報活動等を通じて市政に関する情報を市民と共有し、市政への参画を促すことが重要となりますが、この取組みに関して、本庁組織が統括しており、市民により身近な支所・出張所による幅広い関与が求められています。
- ・支所・出張所の所管区域は、主には合併前の町区域をそのまま継承している場合が多く、人口規模や面積など各地域の実情にかかわらず、支所・出張所の機能が均一となっていることから、地域の行政需要に適応した地域行政組織体制の再編が求められています。
- ・支所・出張所の職員配置は、年間を通して一定であり、業務量に対応した適正な職員配置が求められています。
- ・支所・出張所における主要な窓口サービスの取扱量は、年々減少しており、今後の人口、特に高齢者人口の動向も見据え、社会環境の変化等に適応した効率的な地域行政組織体制の再編が求められています。

このように、地域行政組織に比べ、市役所本庁組織がサービス機能の大部分を担っているのが現状であり、平成17年度の合併から6年以上経過した現在、合併時の所管区域をそのまま継承している支所を含め、地域行政組織の所管区域、それぞれの機能について課題も見られることから、本市の一体的なまちづくりを進めていくうえで、市民の多様なニーズに適合した本庁と地域行政組織の機能分担のあり方について検討することが必要です。

2 地域行政組織再編の基本的考え方

(1) 地域行政組織のあり方

ア 再編に当たっての視点

地域行政組織の現状と課題を踏まえ、新たな地域行政組織の再編に当たっては、次の視点に立って検討を行うこととします。

視 点

- 将来的な人口動向や社会環境の変化を見据え、適切な行政サービスの提供と効率的な地域行政組織の確立を両立させることが必要です。
 - ・市民の利用ニーズの高いサービスをより身近な出先機関で提供
 - ・限られた行財政資源の有効活用
- 市政に関する情報提供および広聴活動により市政への市民の参画を促進することが必要です。
- 本市のまちづくりの取組は、地域の特性を考慮し、地域別に方針等を定め、地域によって異なる行政課題に的確に対応できる組織・機能に再編することが必要です。
- 厳しい行財政環境を考慮し、地域行政組織の再編に伴う組織の設置については、既存施設の有効活用を基本とすることが必要です。
- 窓口での対面方式によるサービス提供だけでなく、情報通信技術の進展に対応し、情報端末機等を利用した行政サービスの提供を普及させることにより、利便性の向上を図ることも必要です。

イ 新たな地域行政組織の基本構造

再編に当たっての視点を踏まえると、市役所が取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている現行の体制を抜本的に見直す必要があります。そのためには、市民により近いところで幅広い行政サービスが提供できるよう、本庁に集約されている機能を、ある程度、地域行政組織へと分散させることが必要です。

しかしながら、現在のすべての支所・出張所において、その機能を充実させることは、職員配置の分散化に伴って組織が肥大化し、本市の行財政運営の効率性が著しく低下することになります。

そこで、組織の効率性も確保しつつ、地域の実情に適応したサービス提供を可能とするため、本庁と地域行政組織の組織体制の見直しに当たっては、現状

の二層構造方式における「本庁―支所・出張所」組織を再編し、「本庁―総合センター（仮称）―地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すこととします。

この三層構造における総合センター（仮称）は、本庁機能の分散の受け皿となって、より身近な行政サービス提供を行う、地域の中核的な行政の拠点となるものです。また、所管区域内の地区センター（仮称）を統括し、各地区センター（仮称）には、総合センター（仮称）から職員を派遣することにより業務量に応じた職員配置となるよう体制を見直すこととします。このように、総合センター（仮称）における機能の拡充と、地区センター（仮称）の体制見直しを併せて行うことによって、効果的な行政サービスの提供と効率的な地域行政組織の再編の両立を図るものです。

ウ 新たな地域行政組織の基本的機能

① 総合センター（仮称）

従来 of 各種行政窓口サービスに加え、利用ニーズが高く、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスを新たに担当するとともに、地域行政組織の中核となり、所管区域内の地区センター（仮称）を統括します。

なお、本庁も、市中心部を所管する総合センター（仮称）として位置付けます。

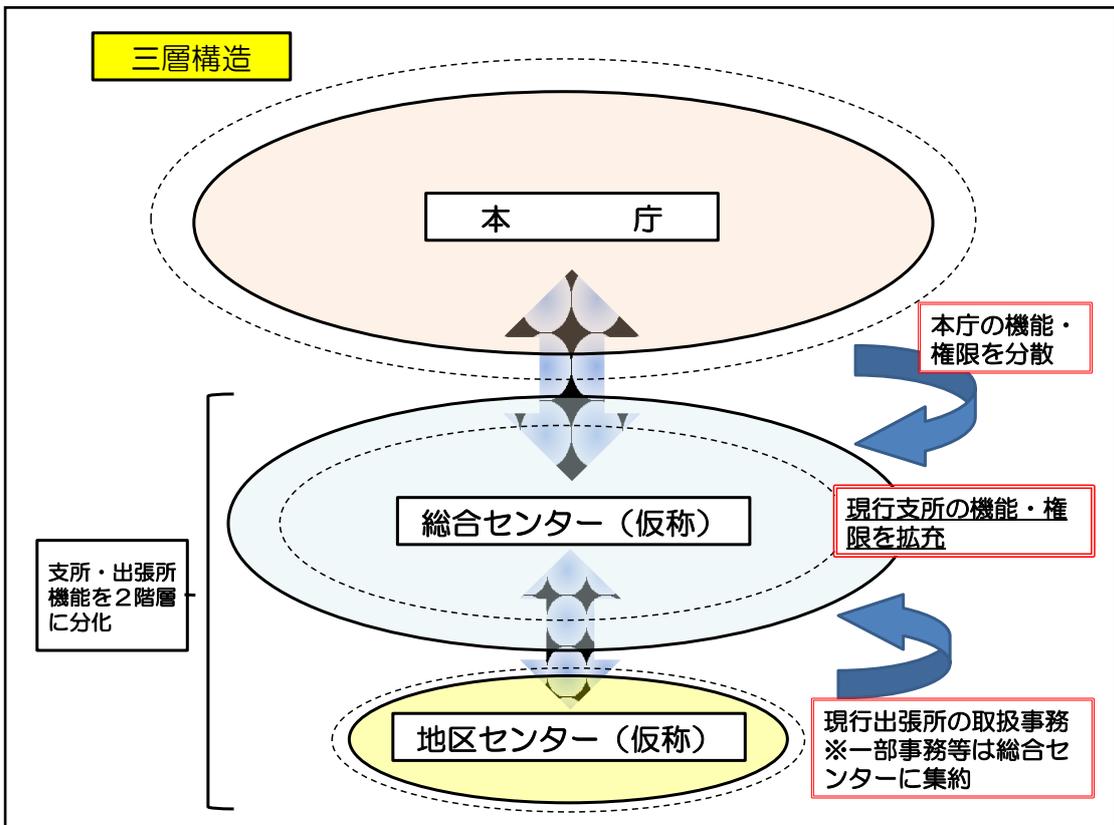
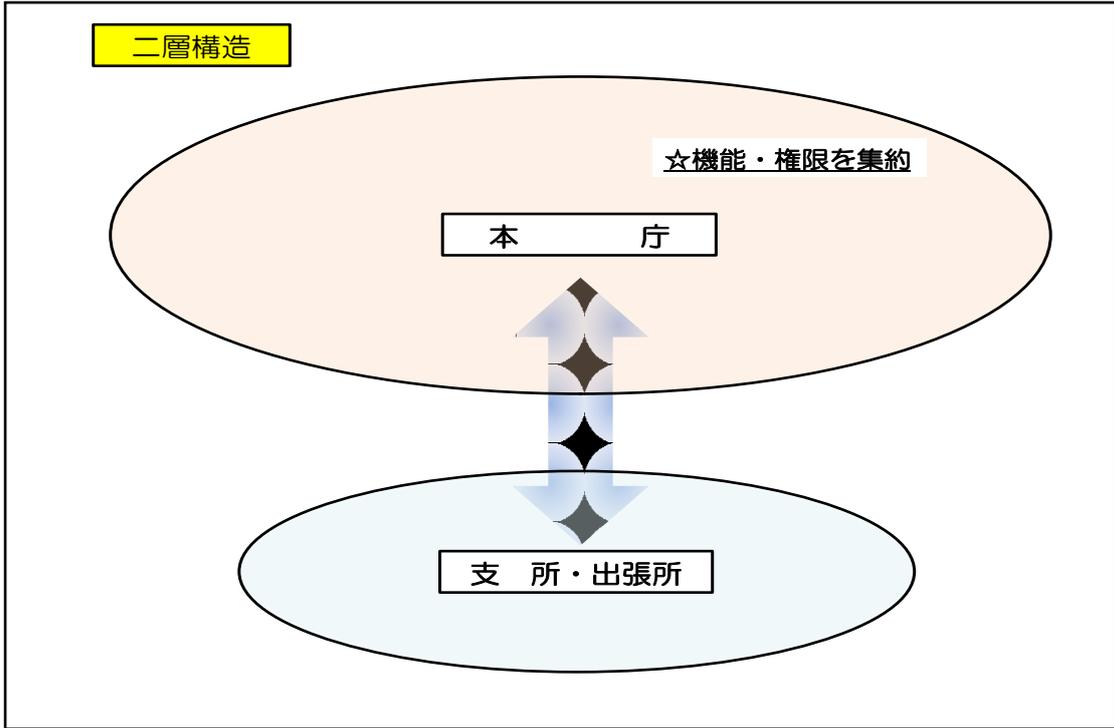
② 地区センター（仮称）

地域に密着した組織とし、現在の出張所と同様、各種行政窓口サービスを担当します。その一方で体制のスリム化を図る観点から、市民サービスの著しい低下とならないよう、一部の事務を総合センター（仮称）に集約することとします。

エ 新たな地域行政組織の施設整備

原則として、現在の支所・出張所の施設を利用することを想定していますが、総合センター（仮称）施設については、組織規模の拡充に伴い、移行対象施設によっては既存施設において執務スペースを確保することが困難であると見込まれます。

《地域行政組織の設置イメージ》



(2) 地域行政組織の設置数および所管区域

ア 新たな地域行政組織の設置数の考え方

現在の地域行政組織で提供している市民サービスの水準を低下させないようにする必要があり、また、現行の支所・出張所の施設の有効利用を前提としていることから、本庁を除く総合センター（仮称）および地区センター（仮称）の設置数は、現在の支所・出張所の設置数と同数にすることを基本とし、当面は全体として28箇所とします。したがって、現行の支所・出張所のうち、総合センター（仮称）へ移行しないものが地区センター（仮称）となります。

中核市における地域行政組織の状況は、市町村合併の経緯等もあり、まちまちですが、比較的幅広い業務を取り扱う支所（総合センター（仮称）に相当）の設置数は、4箇所設置している市が8市で最も多く、次いで6箇所または7箇所設置している市がともに2市、5箇所または8箇所設置している市がともに1市あります。

また、地方自治法に基づき行政区を設けている政令指定都市では、行政区の設定に当たり、人口や面積等を勘案して区割りを行っています。本市が近隣6町と合併した平成17年度以降、政令指定都市に移行した6市について、各市実情が異なりますが、行政区の設置数は3～8箇所となっています。

これらの都市の状況を参考とし、本市における総合センター（仮称）の設置数についても、3～8箇所の範囲内で設置することが適当であると考えます。

《総合センター（仮称）の設置数等（想定）》

都市名	想定 エリア数	1エリア 当たりの割合	人口 (人)	平均所管人口 (人)	面積 (km ²)	平均所管面積 (km ²)
高松市	3	33.33%	426,712	142,237	375.14	125.05
	4	25.00%		106,678		93.79
	5	20.00%		85,342		75.03
	6	16.67%		71,119		62.52
	7	14.29%		60,959		53.59
	8	12.50%		53,339		46.89

※ 人口・面積は、平成24年4月1日現在

《政令指定都市における行政区設置数等》

都市名	移行年度	行政区 の数	1行政区 当たりの割合	人口 (人)	平均所管人口 (人)	面積 (km ²)	平均所管面積 (km ²)
堺市	H18	7	14.29%	838,675	119,811	149.99	21.43
新潟市	H19	8	12.50%	801,411	100,176	726.10	90.76
浜松市	H19	7	14.29%	816,848	116,693	1,558.04	222.58
岡山市	H21	4	25.00%	701,629	175,407	789.92	197.48
相模原市	H22	3	33.33%	700,923	233,641	328.83	109.61
熊本市	H24	5	20.00%	724,558	144,912	389.53	77.91
平均値	—	5.67	19.90%	764,007	148,440	657.07	119.96

※ 人口・面積は、平成24年4月1日現在

イ 総合センター（仮称）・地区センター（仮称）の所管区域の考え方

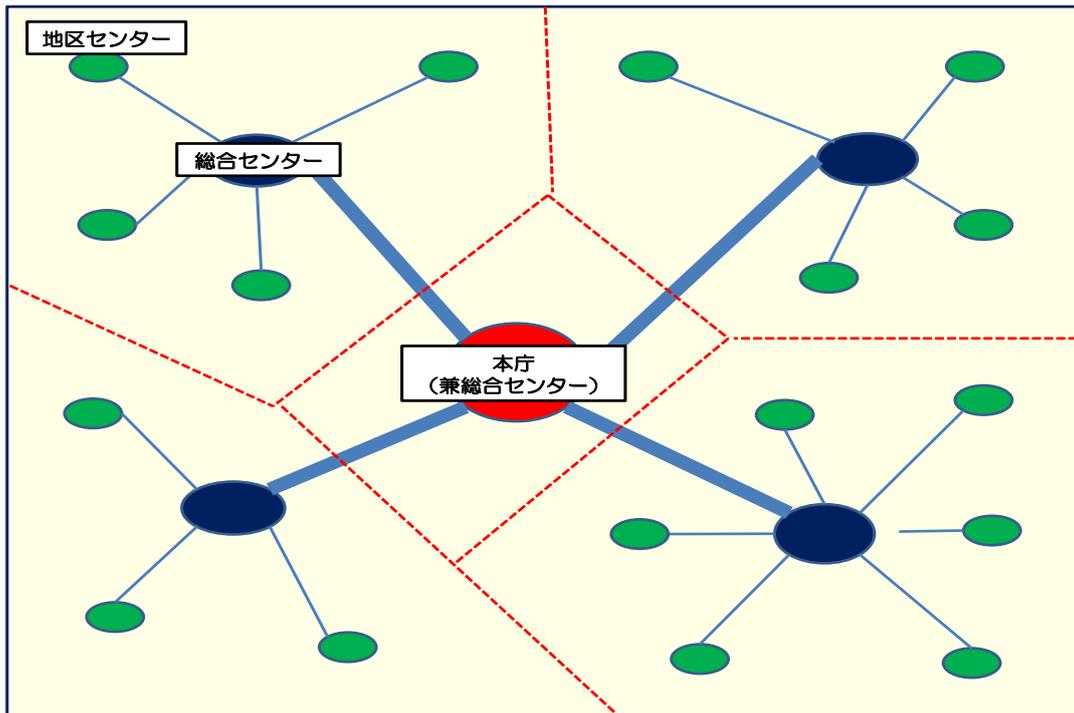
総合センター（仮称）の所管区域は、当該総合センター（仮称）が所管する各地区センター（仮称）の所管区域をあわせた全区域とします。各地区センター（仮称）の所管区域は、移行前の各支所・出張所の所管区域をそのまま継承することとします。

また、市役所本庁も、市中心部を所管する総合センター（仮称）機能を併せ持つことから、総合センター（仮称）としての本庁の所管区域は、支所・出張所の所管に属さない区域、および本庁が所管する地区センター（仮称）の所管区域をあわせた区域とします。

これにより、本庁を含めたすべての総合センター（仮称）で、市内全域を所管することになります。

なお、制度上の制約により対応できない事務を除き、基本的には、市民が居住する区域に関わらず、どの地域行政組織でも同様のサービスが受けられる体制とします。

《地域行政組織の設置イメージ》



3 地域行政組織の再編案

(1) 本庁および地域行政組織の分掌事務

ア 本庁の分掌事務

市役所本庁では、全市的な政策、施策の企画立案、人事、財政など内部管理事務、情報処理などの統一かつ集中的な処理が必要な事務、建築確認など個別の専門性が必要な事務のほか、各分野の窓口行政サービスも行っています。

地域行政組織の再編に当たり、本庁のみで取り扱っている事務のうち、基本的には、利用ニーズの高いサービスの提供や、広聴・広報関連事務などの事務は、総合センター（仮称）でも取り扱うこととします。

イ 総合センター（仮称）の主な分掌事務（案）

現在の支所で取り扱っている、戸籍・住民基本台帳に関する事務や、税関係証明の発行、各種料金の収納など、市民生活に直結する行政サービスの提供に加え、各種相談受付、市政に関する情報提供を始め、福祉サービス受付など利用頻度の高いサービスの提供、より身近なところで迅速な対応が求められる現地調査などの事務を所掌します。

ウ 地区センター（仮称）の主な分掌事務（案）

基本的には、現在、出張所で取り扱っている、戸籍・住民基本台帳に関する事務や、税関係の証明の発行、各種料金の収納などの窓口サービスに関する事務を引き継ぎますが、一部の利用頻度が低い事務や広域的に処理すべき事務などは、総合センター（仮称）に集約することとします。

≪地域行政組織再編案に基づく機能比較≫

現 行		再 編 後	
本庁	市の所管事務全般 (支所・出張所で取り扱っている 事務についても取り扱い可能)	本庁	・管理・中核的事務 ・許認可等の行政行為関係の事務 機能は増減しないが、総合センター（仮称）での取扱事務が増えることにより、業務量がスリム化
支所	【主な取扱事務】 ・建設計画に関する事務 ・地域審議会に関する事務 ・戸籍や住民票に関する事務 ・印鑑登録に関する事務 ・税関係の証明 ・一部福祉関係の手続き …	総合センター	【従来の取扱事務に加えて…】 ・利用ニーズの高い行政サービスの提供 ・エリア固有の課題への対応 ・各種相談受付や現地調査 など 機能や権限が充実し、地域により近い場所での幅広い行政サービスの提供が可能
出張所	【主な取扱事務】 ・戸籍や住民票に関する証明 ・印鑑証明 ・税関係の証明 ・一部福祉関係の手続き …	地区センター	【原則、従来どおりの取扱事務】 一部の利用頻度の低い事務を総合センター（仮称）に集約することにより、スリム化

(2) 総合センター（仮称）の所管区域

ア 所管区域設定の基本的考え方

総合センター（仮称）は、より身近な行政サービス提供の拠点となるもので、その所管区域の設定に当たっては、現在の支所・出張所の所管区域を、まちづくりの単位としてふさわしい一定規模の区域に集約する必要があります。前述のとおり、総合センター（仮称）の設置数は、3～8箇所の範囲内で、人口規模、面積規模、地形などに留意するとともに、本市のまちづくりの方向性や、地域の歴史的なつながりなども考慮しながら検討するものです。

所管区域設定に当たり考慮すべき視点

① 本市まちづくり施策のブロック単位等

第5次総合計画（平成20～27年度）では、地域の特性や課題を整理する中で、地域区分を設定し、地域ごとのまちづくりの方向性を示しています。また、総合計画の分野別計画の一つである都市計画マスタープランの地域別構想や高齢者保健福祉計画の日常生活圏域など、各種施策推進のために設定された地域区分や、都市計画マスタープランの将来都市構造に位置付けられている都市機能の集約拠点、地域コミュニティ等の自治区域などとの整合性も考慮します。

② 面積規模および地形

市民の利便性を考慮すると、移動距離にも配慮した適正な面積規模とする必要があります。その際、地形や人口密度等の要因も考慮することが望まれます。

③ 人口規模

行政効率を考える際には、行政サービス等の対象である市民の人口規模を考慮する必要があります。

イ 所管区域の設定案

総合センター（仮称）の所管区域の設定に当たっては、同センターが地域の行政サービスの中核的な拠点であることを踏まえ、上記考慮すべき視点の①に基づき、本市のまちづくりの基本方針である総合計画との整合性を優先すべきであると考えます。

このことから、第5次高松市総合計画における地域別計画区域である、都心地域、中部地域、東部地域、西部地域、南部地域の5区域を基に、区割りを検討することとします。

《総合計画の地域別計画区域》

No.	地域名	所管区域 (現行の支所・出張所)	区域				人口(人) (割合)	面積(km ²) (割合)	
			小学校区	中学校区	総合計画地域別 ブロック	都市計画区域内 8地域			コンパクト・エコシティ拠点
1	都心	本庁、木太、女木、男木	高松第一、 花園、新番丁、 亀傘(一部)、 栗林(一部)、 木太、 木太北部、 木太南、 中央(一部)、 女木、男木	高松第一、 玉菱、 紫雲(一部)、 桜町(一部)、 木太(一部)、 男木	都心、中部	都心、 中部東 (一部区域外)	中心市街地区(広域交流拠点)、 林道駅周辺地区(地域交流拠点)	106,790 (25.03%)	21.24 (5.66%)
2	中部	鶴尾、太田、林、三谷、 仏生山、一宮、多肥、 川岡、円座、榎紙	鶴尾、 栗林(一部)、 榎紙、太田、 太田南、 中央(一部)、 林、川添(一部)、 多肥、三波、 仏生山、一宮、 川岡、円座	鶴尾、太田、 桜町(一部)、 香東、 木太(一部)、 藤和(一部)、 龍雲、一宮	都心、中部	都心、 中部東、 中部西	太田第2・三条駅周辺地区 (地域交流拠点)、 太田駅周辺地区(地域交流拠点)、 仏生山地区(地域交流拠点)、 一宮地区(地域交流拠点)、 円座地区(地域交流拠点)	122,471 (28.70%)	61.15 (16.30%)
3	東部	山田、牟礼、庵治、 古高松、屋島、前田、 川添	川島、十河、 榎田、東庵田、 牟礼、牟礼北、 牟礼南、庵治、 庵治第二、 古高松南、 古高松南、 屋島、屋島東、 屋島西、 前田、 川添(一部)	山田、牟礼、 庵治、古高松、 屋島、 藤和(一部)	東部	東部南、 東部北 (一部区域外)	川島地区(生活交流拠点)、 牟礼西部地区(生活交流拠点)、 牟礼東地区(生活交流拠点)、 屋島地区(地域交流拠点)、 川添地区(生活交流拠点)	103,644 (24.29%)	107.06 (28.54%)
4	西部	国分寺、香西、弦打、 鬼無、下笠居	国分寺北部、 国分寺南部、 香西、弦打、 下笠居、 亀傘(一部)、 鬼無	国分寺、勝賢、 下笠居、 紫雲(一部)	西部	西部南、 西部北	国分寺地区(生活交流拠点)、 香西地区(地域交流拠点)	58,466 (13.70%)	63.54 (16.94%)
5	南部	塩江、香川、香南	塩江、安原、 上西、大野、 浅野、川東、 香南	塩江、 香川第一、 香南	南部	南部 (一部区域外)	香川北地区(生活交流拠点)、 香川南地区(生活交流拠点)、 香南地区(生活交流拠点)	35,341 (8.28%)	122.15 (32.56%)

この5区域を基本とし、考慮すべき視点の①～③や地域の実情等を総合的に勘案して、次のとおり区割りの調整を行うものです。

- ・東部地域の面積規模は、全体の28.5%と広域であるうえに、南北方向の距離が長くなっています。そこで、都市計画マスタープランの地域別構想の東部北地域（古高松・屋島・牟礼（庵治））、東部南地域（山田・前田・川添）の区割りと同様に、同区域を南北に分割します。
- ・中部地域と西部地域は、面積規模が同等であります。人口は中部の12万2千人に対して西部は5万8千人と大きな差があります。このため、この2つの地域をあわせた区域を3つの区域に分割することが適当であると考えます。その分割案としては、まず、都市計画マスタープランの地域別構想の西

部北地域（香西・弦打・鬼無・下笠居）を1つの区域とします。残りの区域について、面積規模が同等になるよう、中部地域（鶴尾・太田・林・三谷・仏生山・一宮・多肥）と西部南地域（国分寺・川岡・円座・檀紙）の2つの区域に分割します。

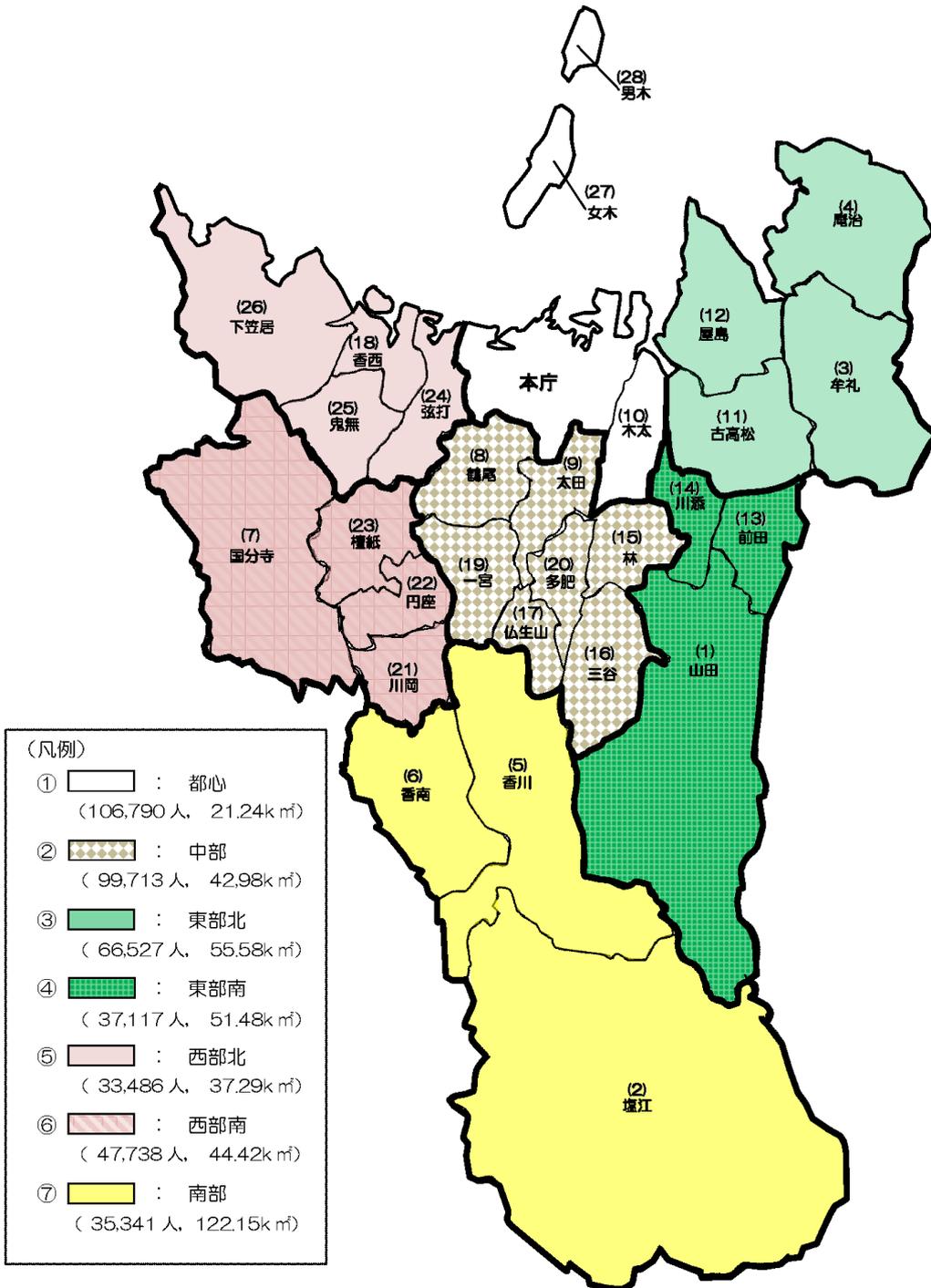
- ・南部地域は、面積規模が最も広く全体の32.6%となっており、区域を広げたり、狭くしたりするなどの調整が難しい区域です。

これらの区割りの調整の結果、区域の設定案については、次の7地域とするのが適当であると考えます。

《総合センター（仮称）の所管区域設定案》

No.	地域名	所管区域 (現行の支所・出張所)	区域				人口(人) (割合)	面積(km ²) (割合)	
			小学校区	中学校区	総合計画地域別 ブロック	都市計画区域内 8地域			コンパクト・エコシティ拠点
1	都心	本庁、木太、女木、男木	高松第一、 花園、新番丁、 亀草(一部)、 栗林(一部)、 木太、 木太北部、 木太南、 中央(一部)、 女木、男木	高松第一、 玉藻、 紫雲(一部)、 桜町(一部)、 木太(一部)、 男木	都心、中部	都心、 中部東 (一部区域外)	中心市街地区(広域交流拠点)、 林道駅周辺地区(地域交流拠点)	106,790 (25.03%)	21.24 (5.66%)
2	中部	鶴尾、太田、林、三谷、 仏生山、一宮、多肥	栗林(一部)、 太田、太田南、 中央(一部)、 林、一宮、 川添(一部)、 多肥、三溪、 仏生山、鶴尾、 檀紙(一部)	太田、 桜町(一部)、 木太(一部)、 協和(一部)、 龍雲、鶴尾、 一宮、 香東(一部)	都心、中部	都心、 中部東、 中部西	太田第2・三条駅周辺地区 (地域交流拠点)、 太田駅周辺地区(地域交流拠点)、 仏生山地区(地域交流拠点)、 一宮地区(地域交流拠点)	99,713 (23.37%)	42.98 (11.46%)
3	東部北	牟礼、庵治、古高松、屋島	牟礼、牟礼北、 牟礼南、庵治、 庵治第二、 古高松、 古高松南(一部)、 屋島、屋島東、 屋島西	牟礼、庵治、 古高松(一部)、 屋島	東部	東部北 (一部区域外)	牟礼西地区(生活交流拠点)、 牟礼東地区(生活交流拠点)、 屋島地区(地域交流拠点)	66,527 (15.59%)	55.58 (14.82%)
4	東部南	山田、前田、川添	川島、十河、 榎田、東榎田、 古高松南(一部)、 前田、 川添(一部)	山田、 古高松(一部)、 協和(一部)	東部	東部南 (一部区域外)	川島地区(生活交流拠点)、 川添地区(生活交流拠点)	37,117 (8.70%)	51.48 (13.72%)
5	西部北	香西、弦打、鬼無、下笠居	香西、弦打、 下笠居、鬼無、 亀草(一部)	勝賀、下笠居、 紫雲(一部)	西部	西部北	香西地区(地域交流拠点)	33,486 (7.85%)	37.29 (9.94%)
6	西部南	国分寺、川岡、円座、檀紙	国分寺北部、 国分寺南部、 檀紙(一部)、 川岡、円座	国分寺、 香東(一部)	西部、中部	西部南、 中部西	国分寺地区(生活交流拠点)、 円座地区(地域交流拠点)	47,738 (11.19%)	44.42 (11.84%)
7	南部	塩江、香川、香南	塩江、安原、 上西、大野、 浅野、川東、 香南	塩江、 香川第一、 香南	南部	南部 (一部区域外)	香川北地区(生活交流拠点)、 香川南地区(生活交流拠点)、 香南地区(生活交流拠点)	35,341 (8.28%)	122.15 (32.56%)

《総合センター（仮称） 所管区域図》



ウ 総合センター（仮称）の設置位置

総合センター（仮称）の位置については、既存の支所・出張所施設を有効利用する観点から、所管区域内の支所・出張所のうちから1箇所を総合センター（仮称）に位置付けることを原則とします。

その選定に当たっては、市民の利便性を考慮し、区域内の人口分布や公共交通機関等の状況、都市計画マスタープランにおける集約拠点地区、および地域包括支援センターの位置などを勘案するとともに、組織再編に対応できる施設規模、防災の拠点性など、既存施設利用の適否および将来的な施設整備計画との整合性等も勘案する必要があります。

また、平成24年度において、都市計画マスタープランに掲げている多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、コンパクト・エコシティ推進計画を策定する予定です。

このようなことから、具体的設置案につきましては、行政サービスと地域まちづくりの拠点という重要な施設であることから、市議会や市民の方々のご意見を踏まえ、種々検討を行ったうえで、今後、策定予定の「地域行政組織再編計画」において、最終的な設置案を定めることとします。

（3）地域行政組織の組織・職員体制

ア 総合センター（仮称）の組織・職員体制

総合センター（仮称）1箇所につき、総合センター長（仮称）を配置し、所掌する事務に関し、支障のない範囲内で総合センター長に決裁権限を付与し、業務のスピード化・効率化を進めます。

また、総合センター（仮称）の機能は、サービスの提供機能、広聴・広報の中継機能を基本としていることを踏まえ、総合センター（仮称）の中に「サービス推進担当」、「総務・広聴・広報担当」を設置することを検討します。

職員数については、現在、7支所の職員数の平均が約15人であること、総合センター（仮称）の機能は現在の支所機能よりも拡充されること、また、総合センター（仮称）から所管区域内の各地区センター（仮称）への派遣対応職員を配置する必要があることなどを考慮する必要があると考えます。

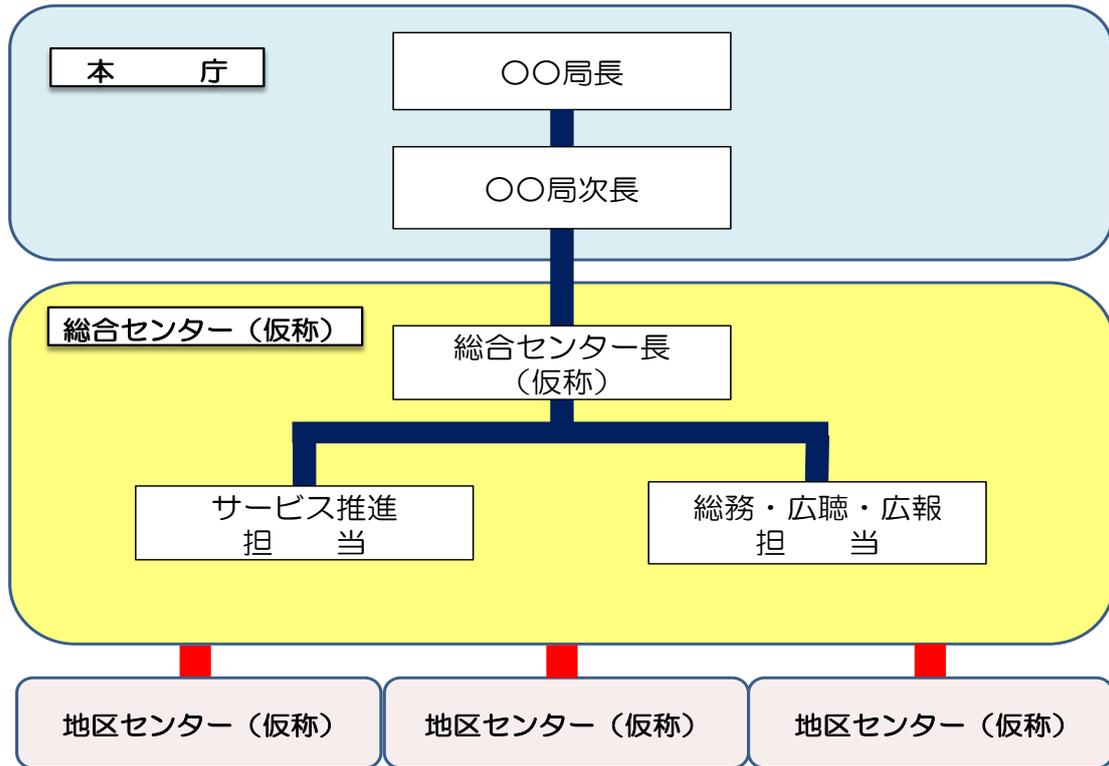
実際の職員数は、今後策定する「地域行政組織再編計画」の中で、地域行政組織の具体的な分掌事務とその事務量に応じた見込みを明らかにしていきます。

イ 地区センター（仮称）の組織・職員体制

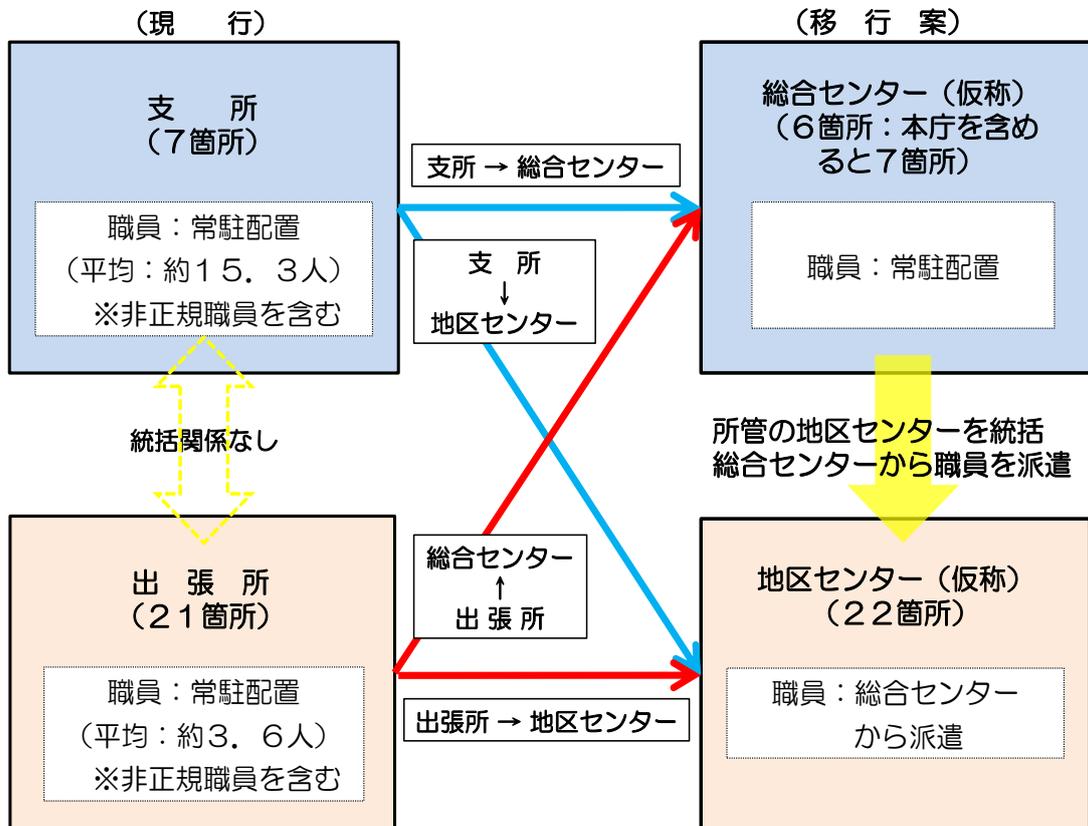
地区センター（仮称）では、利用頻度等から総合センター（仮称）に集約すべき事務を除き、現在、出張所で取り扱っている窓口サービスを担当しますが、効率的な組織体制に再編する観点から、業務量に応じた柔軟な職員配置が可能となるよう、総合センター（仮称）から職員を所管区域内の各地区センター（仮称）に派遣することとします。

地区センター（仮称）への派遣体制は、業務の状況に応じて柔軟に対応することとし、具体的な分掌事務等に応じた体制を検討していきます。

《地域行政組織再編後の組織体制案》



《地域行政組織再編のイメージ》



4 「地域行政組織再編計画」の策定方針

(1) 「地域行政組織再編計画」の主要項目

基本構想に定める方針の具体案や、課題とされている事案の検討結果などをとりまとめ、平成25年度において「地域行政組織再編計画」を策定します。

同計画は、基本構想の方針等に基づき、次の主要項目等について定めるものです。

再編計画の主要項目

- ① 計画策定の目的
- ② 総合センター（仮称）等を取り扱う業務の具体的な内容
（総合センター等の事務量の見込み）
- ③ 総合センター（仮称）等の組織・職員体制
（分掌事務の内容と事務量に応じた組織体制）
- ④ 総合センター（仮称）等の設置数・設置位置
（施設整備計画との整合性）
（再編に伴う費用対効果の分析）
- ⑤ 組織移行スケジュール

(2) 今後の検討課題

「地域行政組織再編計画」の策定に当たっては、ここまでとりあげた課題のほか、将来的な展望に関連した課題についても検討し、地域行政組織再編に併せて実施すべき事案については、同計画においてその方向性を定めることとします。

ア 窓口サービス業務の見直し

コスト節減とサービスの充実を図るため、窓口サービスの委託化も検討します。

イ 地域行政組織の類似組織である地域包括支援センターの窓口機能の一元化

今後の高齢者人口の増加に伴い、総合センター（仮称）で取り扱う予定の各種相談受付については、高齢者福祉に関する相談が多くなると見込まれることから、地域包括支援センターとの窓口の一元化について検討する必要があります。

現在、地域包括支援センターは、支所・出張所と併設されていないことから、その設置経緯等も踏まえ、今後定める総合センター（仮称）の所管区域と、地域包括支援センターの所管区域との関連性などとあわせて、窓口機能の一元化について検討します。

ウ ICT（情報通信技術）を活用した行政サービス提供方法の拡充

現在、導入している証明書自動交付機の増設や新たな情報端末機の活用とともに、インターネットなどの情報通信技術を利用した電子申請・届出、テレビ窓口など、市民にとって便利で、わかりやすいサービス提供のあり方について

検討します。

エ 総合センター（仮称）所管区域内の交通利便性の向上

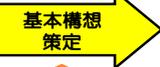
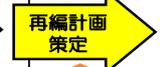
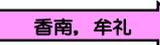
総合センター（仮称）利用に係る市民の利便性を確保するためには、同センターの交通アクセスの利便性の向上を検討する必要があります。

オ 総合センター（仮称）配置職員の育成

総合センター（仮称）では、1人の職員が複数の業務を担当することになることから、幅広い知識や専門的な技術等の習得が求められます。これら知識等の習得には相当な時間を要することが考えられるため、地域行政組織の再編を見越して、あらかじめ人材の育成を図る必要があります。人事異動に係るジョブ・ローテーションの活性化や計画的な研修の実施などを通し、行政窓口サービス全般についての総合的知識を持ち、地域住民のニーズに適切に対応できる、地域の行政サービスの拠点である総合センター（仮称）にふさわしい職員の育成に努めます。

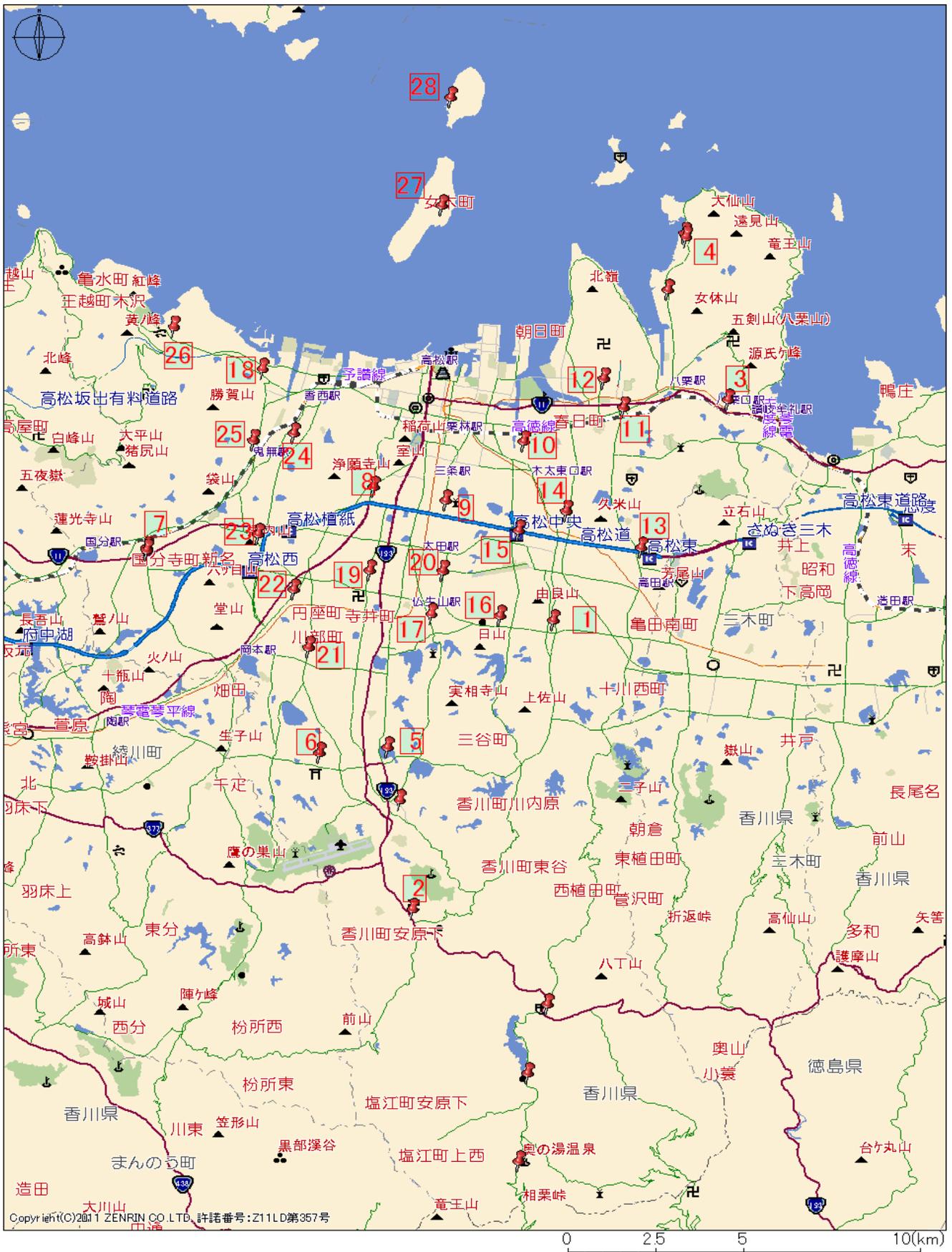
5 地域行政組織再編スケジュール

地域行政組織の再編については、近隣6町との合併を契機として、新しい高松市の一体的なまちづくりを進めていくために検討を開始しました。その経緯を踏まえ、合併市町のマスタープランとしての役割を果たす、まちづくりプラン「建設計画」および「合併基本計画」の現在の計画期間が満了する平成27年度までを地域行政組織再編計画の推進期間とします。したがって、平成28年度から新たな地域行政組織への移行を目指すこととし、移行までのスケジュールは次のとおりです。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
合併後経過年数	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
地域行政組織再編計画	 	 			
支所等整備事業（新築工事） （跡地整備）					
コミュニティセンター整備事業 1 耐震補強・改修（実施設計・改築工事） 2 改築（基本設計） 3 移転のための改修（実施設計）					
					
					
コンパクト・エコシティ推進計画					

6 付属資料

(1) 支所・出張所 位置図



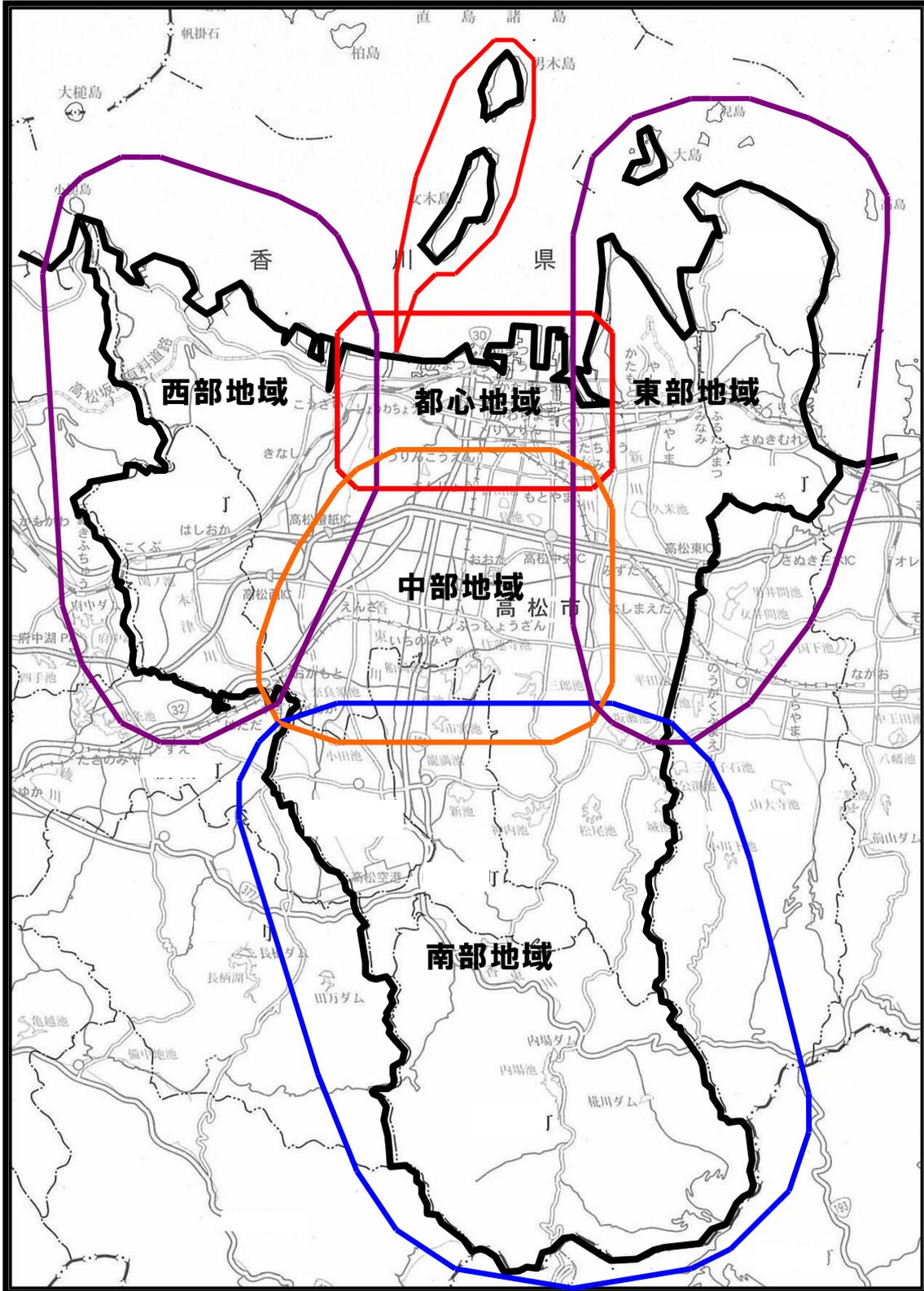
(2) 支所・出張所の職員の状況

(H24. 4. 1現在)

	所長			所長以外の一般職				計	非常勤 (日直)	計	
	課長級	補佐級	非常勤 (再雇用)	事務	技能	再任用	非常勤			正規 (再任用 を含む)	非常勤 (再雇用 を含む)
山田	1			5			5	11	1	6	6
鶴尾			1	1			2	4		1	3
太田		1		1		1	1	4		3	1
木太			1	1		1	1	4		2	2
古高松			1	2		1		4		3	1
屋島			1	2			1	4		2	2
前田			1	1		1		3		2	1
川添			1	1			2	4		1	3
林			1	1			1	3		1	2
三谷			1	1			1	3		1	2
仏生山			1	1		1	1	4		2	2
香西			1	1			2	4		1	3
一宮		1		1		1	1	4		3	1
多肥			1	1			2	4		1	3
川岡			1	1		1		3		2	1
円座			1	1			2	4		1	3
檀紙		1		1		1		3		3	0
弦打			1	1			2	4		1	3
鬼無			1	1		1		3		2	1
下笠居			1	1			1	3		1	2
女木			1	1			1	3		1	2
男木			1	1			1	3		1	2
小計	1	3	18	28	0	9	27	86	1	41	46

	支所長			所長以外の一般職				計	非常勤 (夜間管理人)	計	
	課長級	非常勤 (再雇用)	補佐級	事務	技能	再任用	非常勤			正規 (再任用 を含む)	非常勤 (再雇用 を含む)
塩江	1		1	7		3	2	14	4	12	6
牟礼	1		1	10	1	3	1	17	4	16	5
庵治	1		1	5	1	4	2	14	4	12	6
香川	1		1	11		3	1	17	4	16	5
香南		1	1	9		2	2	15	5	12	8
国分寺	1		1	14		2	1	19	4	18	5
小計	5	1	6	56	2	17	9	96	25	86	35

(3) 第5次高松市総合計画～地域別計画エリア～



(4) 高松市都市計画マスタープラン～地域別構想・地域区分～

●8地域の概要●

地域名称		面積 (ha)	人口 (人)	用途 地域 (ha)	行政管轄	中 学 校区数	将来都市構造 イメー ジ	総合計画 地域別 ブロック
①	都心	1,846	97,287	1,431	旧市内、太田、木太	5	高松中央ベルト	都心地域
②	中部東	2,934	74,460	1,473	太田、木太、多肥、 仏生山、林、三谷	3	高松中央ベルト	中部地域
③	中部西	3,285	49,434	817	鶴尾、檀紙、一宮、 円座、川岡	3	高松中央ベルト	
④	東部北	3,822	60,746	1,158	屋島、古高松、牟 礼	3	地域連携軸	東部地域
⑤	東部南	2,233	36,524	188	川添、前田、川島、 十河	2	地域連携軸	
⑥	西部北	3,727	33,468	516	香西、弦打、鬼無、 下笠居	2	地域連携軸	西部地域
⑦	西部南	2,625	24,028	384	国分寺	1	地域連携軸	
⑧	南 部	3,508	32,211	452	香川、香南	1	高松中央ベルト	南部地域
計 (8地域)		23,980	408,158	6,419		21		

※都心地域の太田、木太地区は都市計画道路室町新田線より北側の地区、中部東地域の太田、木太地区は同路線より南側の地区となります。

※東部南地域の川島地区のうち、池田町は都市計画区域外となります。

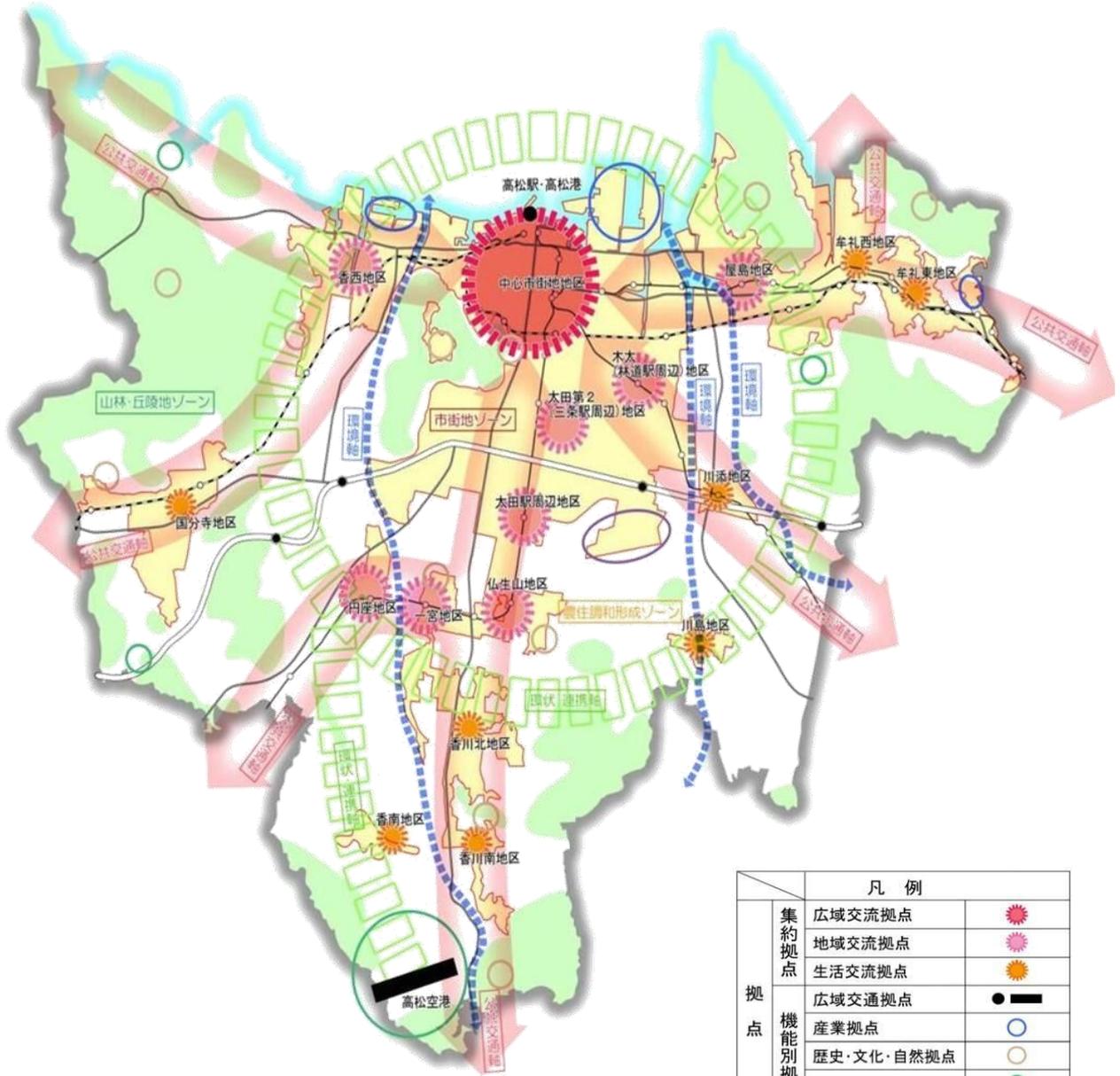
※南部地域の香川地区のうち、安原下第1号の全域ならびに東谷、安原下第3号の各一部は、都市計画区域外となります。

●地域区分図●



(5) 高松市都市計画マスタープラン～将来都市構造図～

『多核連携型コンパクト・エコシティ』の実現に向けて



		凡 例	
集約拠点	広域交流拠点	●	●
	地域交流拠点	●	●
	生活交流拠点	●	●
拠点	広域交通拠点	●	●
	産業拠点	○	○
	歴史・文化・自然拠点	○	○
	スポーツ・レクリエーション拠点	○	○
連携軸	公共交通軸	⇄	⇄
	環境軸	⇄	⇄
	環状・連携軸	⇄	⇄
ゾーン	市街地ゾーン	■	■
	農住調和形成ゾーン	■	■
	山林・丘陵地ゾーン	■	■

(6) 地域包括支援センター管轄地域

管轄する センター	日常生活圏域	地区	窓口（老人介護支援センター）	
(中央)	①中央西	日新, 二番丁, 亀阜, 四番丁	さぬき, あかね	
	②中央東	新塩屋町, 築地, 花園, 松島, 栗林, 女木, 男 木	玉藻荘, はなぞの園, 高松市社会 福祉協議会, ほのぼの	
サ ブ セ ン タ ー	一宮	③鶴尾	鶴尾	西春日
		④太田	太田, 太田南	おりいぶ荘
		⑤一宮	一宮	一宮の里
		⑥香東	川岡, 円座, 檀紙	岡本荘, 大寿苑
	古高松	⑦木太	木太	法寿苑, さくら荘
		⑧古高松	古高松	香色苑
		⑨屋島	屋島	逅里苑
		⑩協和	前田, 川添, 林	弘恩苑, さくら荘
	山田	⑪龍雲	三谷, 仏生山, 多肥	竜雲舜虹苑, なでしこ香川
		⑫山田	川島, 十河, 西植田, 東植田	すみれ荘, 高松さんさん荘
	勝賀	⑬勝賀・下笠居	香西, 弦打, 鬼無, 下 笠居	シオンの丘ホーム, 大寿苑, ハピネス
	香川	⑭塩江	塩江	高松市社会福祉協議会塩江
		⑮香川	香川	高松市社会福祉協議会香川
		⑯香南	香南	高松市社会福祉協議会香南
	牟礼	⑰牟礼	牟礼	守里苑
		⑱庵治	庵治	あじの里
	国分寺	⑲国分寺	国分寺	高松市社会福祉協議会国分寺

